

寒河江市告示第61号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第19条第1項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更したので、同法第19条第8項の規定により告示し、当該計画を常時備え置いて縦覧に供する。

令和8年10月28日

寒河江市長 齋藤 真朗

1 地域計画を変更する地域

- （1） 柴橋第一地区
- （2） 高松地区
- （3） 白岩地区

2 地域計画の縦覧場所

寒河江市農林課 寒河江市中央一丁目9番45号